

北海道教育委員会会議審議概要（令和5年第19回）

1 公開案件の審議

(1) 議案 北海道学校教育情報化推進計画の策定について

ア 説明員 高橋 ICT教育推進課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【高橋 ICT教育推進課長】

本計画は、有識者懇談会やパブリックコメントの意見等を踏まえ、検討を進め、道議会での議論も参考にし、この度、成案として取りまとめたものです。

資料2ページの概要版により説明します。まず、「第1部」の総論については、1で「本道の学校教育の情報化の現状と課題」を国の計画に基づき、「① 児童生徒の資質・能力」から「④ 学校における働き方改革と組織・体制」までの4つに整理しているところです。

次に、2の(1)に、「北海道として重点的に推進する方針」として、「Ⅰ 小学校から高等学校まで12年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成」と「Ⅱ 本道の広域分散型の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上」の2点について記載しています。

次に、(2)の「基本的な方針」として、4つの項目に沿って整理しています。「① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」として、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせて有効に活用することや、端末の重さなど身体への負担に対する配慮が必要であること、それから、「② 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保」として、「ICT活用授業指針」の普及や教員養成段階での指導方法等の充実のほか、ICT支援員等の外部人材を効果的に活用することなど、「③ ICTを活用するための環境の整備」として、デジタル教科書の効果的な活用の推進など、「④ ICT推進体制の整備と校務の改善」として、事務作業時間の削減を図るためICTを積極的に活用した業務等の推進

などについて記載しています。

次に、3の「計画期間」ですが、策定後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すとともに、国の見直し等に応じて適宜見直しを加えることとしています。

次に、3ページを御覧ください。4の目標については、国の計画や北海道教育推進計画で掲げた情報化の推進に関わる指標を参考に14件の指標を記載しています。また、5では、特に留意すべき視点について記載しています。

次に、「第2部」の各論についてですが、1では、道独自に「重点的に推進する方針を実現するための施策」として、Iの児童生徒の資質・能力の育成に関する事項では、学習活動の視点から見た情報活用能力一覽やICTを活用した授業改善の推進などについて記載しています。また、IIの教育の質の向上に関する事項では、北海道高等学校遠隔授業配信センター、いわゆるT-b a s eにおける遠隔授業等の配信の充実や義務教育段階での遠隔授業の推進などについて記載しています。

4ページを御覧ください。2では、「基本的な方針を実現するための施策」を国の計画の4つの項目に基づき(1)から(4)まで記載しています。主なものとして、(1)の「① ICTの効果的な利活用の推進」では、学校の課題等の実態を把握し、課題に応じた指導助言を行うことや、子供の安全面や健康面に一層配慮した取組が行われるよう指導助言を行うことを記載しています。次に、(2)の「② 人材の確保等」では、組織的に学校をサポートする体制づくりなどについて記載しています。(3)の「③ デジタル教材等の普及促進、デジタル教科書の効果的活用」では、映像などの効果的な活用を推進するとともに、最新技術の調査研究を進めることについて記載しています。(4)の「① 学習の継続的な支援等のための体制の整備」では、専門人材や民間事業者を含む組織的な支援体制を強化できるよう支援するとともに、「② 情報化による校務効率化」では、ICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、事務作業の負担軽減を図ることを記載しています。最後に、3では、「施策の遂行に当たって特に留意すべき視点」について記載し

ています。

今後については、本計画の施策を確実に推進するとともに、目標指標の達成に向けて進捗状況を確認し、実効性を確保していく考えです。

なお、本計画の策定に伴い、平成29年（2017年）12月20日付けで策定した「北海道における教育の情報化推進指針」を廃止します。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

42ページにも書かれていますが、家庭環境の問題や、集団で学びづらいなど、いろいろな理由で不登校になっている生徒が年々増えてきていて問題になっています。こうした子供たちの学びの機会をこれからもっと真剣に考えていかなければいけないと思っています。コロナ禍によって、ICTで学ぶ環境が増えてきましたが、まだまだ遠隔授業やオンライン授業の必要性を感じます。今後、なかなか学校に通えない子供たちへの支援について、もう少し具体的に考えていかなければいけないと思います。

【倉本教育長】

全国的にも不登校の問題は課題になっていて、オンラインを活用した取組事例も増えてきています。そういったところを学びながら進めていければと思っています。

【渡辺委員】

この推進計画は様々な問題点・課題が網羅されていて、これから行っていくことが明確になっていると思います。作成の労力に感謝します。

ここで、教員の遠隔研修について質問があります。遠隔研修の対象者について、今学校に勤めていない元教員の方に広げていく考えがあるかどうか伺いたいと思います。

【高橋ICT教育推進課長】

現在、教職を離れている元教員の方々に個別に配信などの案内はしていませんが、道教委の教職員育成課のWebページに記載している「研

修Linkナビ」において、元教員やいわゆるペーパーティーチャーが教壇に立つ上で必要となる基礎的な内容を主体的・自律的に学ぶことができるよう、多数のコンテンツを紹介しています。こういったものを有効に活用しながら啓発に努めていきたいと考えています。

【渡辺委員】

I C Tによる学習環境づくりが進むと、元教員の方が教員として復帰する場ができてくるのではないかと考えていて、例えば、不登校の生徒たちに対応するネット上の教員グループの形成などが考えられるのではないかと思います。

もう一つ質問があります。この推進計画の計画期間について、国の見直しに応じて更新していくということですが、国のタイミングにかかわらず計画の更新をする考えはあるでしょうか。

【高橋 I C T 教育推進課長】

本計画は、北海道として定めるもので、道独自に重点方針を定めることから、状況の変化等に柔軟に対応して、国の見直しがない場合であっても、道として独自に改定することはあり得ると考えています。

【渡辺委員】

計画の後半の方で、二次元バーコードからW e b上のいろいろなコンテンツにつながるようにしているので、どんどん変えていくつもりではないかと思って見ていました。適宜更新して理解しやすくなるように組み替えていくなど、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、一つだけ意見を申し上げます。登校ができない場合の手段としての遠隔授業について、計画の中で言及されています。私は医療関係者なので相談をよく受けるのですが、出席停止となる疾病という場合もあるでしょうし、女性でしたら生理中の苦痛の中で登校を強いられている場合もあると思います。是非、遠隔授業の拡充に向けて、学校の中ということにとらわれず、画面越しで授業を受けられる体制と、出欠に関することなどの制度面について検討していただきたいと思います。

【川端委員】

3 ページの「本道の学校教育の情報化に関する目標」のところで基準

値と目標値が定められていますが、③の「臨時休業等の際に同時双方向型のウェブ会議サービスを活用したオンライン学習を実施した学校の割合」の目標値が100パーセントとなっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業のときは、ほぼオンライン授業をしていたいただいていたと思いますが、本人は学校に行けないけれども元気であるといった場合に、オンライン配信をどこまでしていただけるのかというところに関しては、まだまだ対応できていないと思います。この100パーセントという目標の実現に向けて、どのように進めていくのか教えていただけますか。

【高橋 I C T 教育推進課長】

オンライン授業についてですが、平常時から持ち帰った端末を活用した自宅等で学習を行うことは、家庭学習の質を向上させるだけではなく、緊急時におけるオンライン学習の円滑な実施に向けて大変有効であると考えています。そのため、雪害等を含めて、やむを得ず学校に登校できない子供たちへの学びの保障に向けて、市町村教育委員会に対して、家庭の通信環境の定期的な把握や支援措置の普及、平常時からの積極的な持ち帰りを推進するとともに、オンライン学習を実施している学校の効果的な事例等の普及や指導主事等による学校訪問において、学校の実情に応じて指導助言を行い、オンライン学習を推進していく考えです。

【川端委員】

どうしても自宅にいないてはいけないということもあるかと思いますが、少しでも双方向の配信ができるようになればと思っています。

もう1点お聞きしたいのが、同じページの①の一番上「I C Tを活用して自分に合った学習ができる高校生の割合」についてです。現状、76パーセントくらいですが、目標値が100パーセントになっています。自治体によっては、高校生にもタブレット等の配付と貸出しを行っていますが、高校生に関しては各自で購入することになっているので、この目標の達成に向けては、そうしたことを含めていろいろなことが影響してくるのではないかと思います。現状、高校生が各自でタブレット等を保持している状況が分かれば教えていただけないでしょうか。

【高橋 I C T 教育推進課長】

道立高等学校においては、個人所有の端末を持ち込む、いわゆる B Y O D の方式により、端末での学習が令和 4 年度（2022年度）から学年進行で行われています。したがって、今年度の時点では、一年生と二年生で、自分の端末を学校に持ち込み、その端末を活用した授業が進められているところです。ただ、様々な事情により端末を用意することが困難な生徒については、学校所有の端末を貸与するなどしています。

【川端委員】

コロナ禍ということがあって、急速に I C T を使った授業が増えてきました。これも 3 年を経過しましたので、端末を使いこなす子供たちが高校に上がっていくという世代になっていきます。高校で今まで使っていた端末よりグレードが下がったり、小さいタブレットになったりということも考えられるので、対応策をとりながら進めていただきたいと思っています。

【大鐘委員】

総論にしても各論にしても網羅された内容となっているので、このまま実施段階に移ってほしいと思っています。

また、2 ページ概要版の「はじめに」の中の三つ目に、「本計画は、道内市町村の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるもの」となっています。学校教育の情報化の推進に関する法律では、市町村の情報化推進計画策定は努力義務になっていたと思いますが、今回の道の推進計画と市町村の推進計画が連動することで、より効果的な実施段階に移ることができるのではないかと考えますので、その辺の動きもとっていただければと思います。

【清水委員】

北海道高等学校遠隔授業配信センター、いわゆる T - b a s e について質問します。北海道は広域分散型という特徴がありますので、遠隔授業の重要性は、今後、更に増してくると思いますし、この計画案でも重点的に推進する方針に位置付けられています。そこで、T - b a s e の設備について、今後予想される広範な需要に対応するのに十分な施設の

規模、設備更新や拡張が必要になってくるのではないかと思いますので、現在の物的環境についてどのような認識をお持ちで、今後どのような展開を見込んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

【高橋 I C T 教育推進課長】

T－b a s e の施設の規模については、使用可能な教室数や予算など、更なる拡大に向けては制約がありますが、今後、必要な配信授業数を精査した上で、配信を増加させる場合については、使用可能な教室にブースを増設するとともに、機材・物品を整備するなど、遠隔授業の一層の充実に向けて、予算の確保と環境の整備に努めていきます。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員からの質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 報告1 給与改定に関する人事委員会の給与勧告等について

ア 説明員 杉島教職員事務課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【杉島教職員事務課長】

本年の給与勧告のポイントとしては、月例給、ボーナスともに2年連続の引上げとされています。このうち月例給は、初任給を大幅に引き上げるとともに、5年ぶりに全職員の給料月額を引き上げ、ボーナスは、0.10月分引上げという内容となっています。

具体的には、まず、給与関係として、「1 民間給与との比較」では、「民間給与との較差等」で示されているとおり、月例給では、民間給与に対して3,664円、0.99パーセントのマイナス、特別給（ボーナス）では、民間に対して0.08月のマイナスという結果が出ています。

このため、「2 本年の改定」にあるとおり、月例給については、高卒初任給を1万2,000円、大卒初任給を1万1,000円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、全職員に効果が及ぶよう給料表を引き上げるとされ、具体的には、全年齢の平均で給料月額プラス3,655円、0.99パーセント引き上げ、また、期末・勤勉手当（ボーナス）については、年間支給月数を0.10月分、期末手当及び勤勉手当を均等に引き上げるとされました。これらの改定による職員一人当たりの影響額は、一般行政職の平均年齢である41.3歳をモデルとすると、年間9.8万円の増額となります。

次に、「公務運営関係」ですが、「1 採用から退職までの視点に立った人事管理」では、まず、「(1) 人材の確保・育成」として、「受験者の確保はもとより、合格者に道庁を選択してもらうためには、職場と仕事の魅力を直接学生に伝えるなどの効果的な取組が重要」、「採用段階での辞退者を減らしていくための取組や合格者に対するフォローアップの重要性、若年層職員の離職防止のため、採用段階から道の役割や具体的な業務内容の情報発信」、「入庁後における業務のミスマッチ改善などの取組が必要」とされ、「(2) 全ての職員の活躍推進」と

して、「女性職員の管理職登用に向け、多様な経験を積む機会を確保し、長期的な視点での人材育成」、「障がいのある職員の活躍推進のための職務環境の整備」、「定年引上げによる60歳以上の職員の増加に伴う人事施策等の取組」などが報告されています。

また、「2 勤務環境に関する課題」では、まず、「(1) 働き方改革の推進」として、「時間外勤務の上限が厳守されるよう、更なる業務の効率化・簡素化を進め時間外勤務全体の抑制の徹底」、「勤務管理システムを活用し、適切な業務マネジメントの実施による、時間外勤務縮減の確実な取組」、「学校の働き方改革について、教員業務支援員をはじめ多様な外部人材の活用など、教員の負担軽減を加速化することが必要」、「執務環境の整備などの課題に適切に対応しながら、テレワークの利点や効果を周知し、その活用の一層の推進が必要」とされており、「(2) 勤務環境の整備」では、「男性の育児休業取得を更に加速化するための環境整備の必要性」、「メンタルヘルス対策では、未然防止、早期発見、再発防止の各段階に応じた対策の更なる取組の充実」、「ハラスメントの防止に向けた多面的な評価制度の活用やハラスメントに対して「気づき」を促し、対策を着実に進めていくことが必要」などと報告されています。

最後に、「3 服務規律の確保」では、「内部統制制度を徹底し、リスク対策の適切な実施や組織的な相互牽制機能^{けん}を高める取組の推進」が挙げられています。

以上が概要ですが、今後は任命権者として、今回の公務運営の報告に盛り込まれた内容について、適切に方策を講じていく考えです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

勤務環境の整備について、道職員を増やしていくということでは、もう一点御検討いただきたいのですが、庁舎は夏は暑く冬は寒いので、もう少し職員の方々の働く環境の整備も御検討いただければと思います。

【川端委員】

今回、十分とは言えないと思いますが、少し給与が上がることに
関しては、非常に良いことだと感じています。

次に、公務運営関係のところでは、自身のキャリアビジョンについて
記載されていますが、キャリアアップしていく中では、途中で子供がで
きたり、自分の職場の近くで子供を預けられたり、フレキシブルな時間
で対応できるような方策を考えていただいて、個々のキャリア、また、
仕事に対して情熱を持てるような環境整備をしていただければ大
変有り難いと思っています。

また、特に女性教員の方々は、道内転勤といっても大変なこともある
かと思います。生徒たちに何かを教えたいという思いで教員をされてい
る方がたくさんいますので、是非、そのようないろいろな側面から多角
的に考えていただけたらと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 報告 2 宗谷の教育概況について

ア 説明員 山崎宗谷教育局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【山崎宗谷教育局長】

最初のスライドの写真は、日本百名山の一つである利尻山です。この写真は、教育局の職員が日本海の浜辺で撮影したものです。教育局では、毎年、管内教育の概要をまとめた資料を作成しており、今年度の表紙を飾った一枚となっています。

宗谷管内は、1市8町1村からなり、北は宗谷海峡を経てサハリンを望みます。主な産業は、漁業や酪農業、林業などのほか、観光業も盛んで、多くの景勝地に国内はもとより海外からも観光客が訪れています。

次に、児童生徒数、学校数です。上段が児童生徒数、下段が学校数の推移を学校種ごとに示しています。左の平成5年度（1993年度）から10年ごとのグラフで、右の赤色が今年度の状況です。児童生徒数は、30年前の平成5年度（1993年度）と比べて6割程度の減少となっています。子供の減少に伴い、管内の学校の統廃合も進んでいます。

スライドには市町村別の学校数を示しています。管内では、高等学校を含めた全ての学校がへき地校に該当し、複式学級を有する小学校は23校で全体の65.7パーセント、中学校は3校で全体の13.6パーセントとなっています。なお、今年度末には、稚内市立増幌小中学校が閉校となる予定です。また、稚内高等学校が創立100周年を迎えます。

次に、管内の教職員の状況です。下段は年齢構成のグラフで、左から20代、30代、40代、50代の割合です。管内では、新採用教員として赴任した後、他の管内へ異動する教員が多くいますが、現在は、小学校では年齢構成のバランスもよく、40代の中核となる教員も一定数いる状況です。一方、中学校では20代、30代の教員が多く、指導技術などを伝えていくことが必要な状況です。

次に、管内の教育の現状として、学力の状況です。グラフは平成31

年度（2019年度）以降の全国学力・学習状況調査の管内の平均正答率を全国との差で示したものです。上段の小学校は、国語、算数ともに、年々、全国との差が縮まってきています。中学校は、国語が全国との差が3ポイント程度、数学は、昨年度、全国との差が広がっています。管内の各学校では、学力向上プランを作成し、検証改善サイクルの確立を図るとともに、道教委が作成するチャレンジテストや教育局が独自に作成する問題などを活用して繰り返しの指導に取り組んでおり、子供たちの基礎・基本の定着が図られてきているところです。現在、各学校では、子供たちの学ぶ意欲を高め、ICTを活用し考えを深めたり広げたりする授業改善を進めているところです。教育局としては、学校訪問などを通じて、それぞれの学校の実情に応じた支援を行っているところです。

次に、体力の状況です。グラフは学力と同様に、令和元年度（2019年度）以降の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点を全国との差で示しています。年度によって多少違いがありますが、小学校の男女と中学校の男子がほぼ全国と同様で、中学校の女子のみ全国平均には到達していない状況です。また、運動に積極的に取り組む子供とそうでない子供の二極化の傾向が見られています。各学校では、運動についての興味や関心を高める授業改善はもとより、授業以外の場面でも運動に親しむ機会を設けるなどの取組を行っており、教育局では、好事例を取りまとめ、普及するなどして、各学校の取組を支援しているところです。

次に、生徒指導の状況です。まず、いじめについて、スライドには示していませんが、過去3年間のいじめの認知件数は、小学校は減少傾向、中・高等学校は増加傾向にあります。各学校等において、より一層、積極的にいじめの認知を進める必要があります。不登校の状況についてもスライドに示していませんが、過去3年間の不登校児童生徒数は、小学校・中学校が横ばい、高等学校が増加傾向にあり、総数では中学校で多い状況です。管内では、全ての学校がスクールカウンセラーを活用し、子供の発達を支えるほか、稚内市と枝幸町が教育支

援センターを設置し、不登校等の子供への支援を行っています。各学校等において、引き続き、専門家や関係機関と連携・協働しながら、個々の子供の状況に応じた具体的な支援を行っていく必要があります。また、生活習慣については、左のグラフのとおり、平日の学習時間が1時間未満の子供が半数程度おり、小学校よりも中学校が多い状況です。家庭や地域との連携を図り、望ましい学習習慣や生活習慣の定着を図っていくことが必要です。

次に、管内教育推進の重点です。今年度、教育局では、地域の実情等を踏まえて、上段、右の四角囲みに示しているように、管内教育推進の重点を「資質・能力を確実に育成する学力保障」として、授業改革など五つの重点項目を設け、取組を進めています。

次に、道教委の指定事業の状況です。「学校力向上に関する総合実践事業」では、二つの指定地域でICTの活用や働き方改革について組織的な取組を進めていただき、成果の普及に努めていただいています。

「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」では、二つの指定地域で推進教員を中心とした国語、算数の授業改善の取組を、「学校種間連携サポート事業」では、利尻富士町で一貫した教育課程の編成や乗り入れ授業等の取組を進め、成果の普及に努めていただいています。ちなみに、「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」の連携校の一つは、明日、視察いただく稚内中央小学校です。そのほか、「ふるさと教育」、「体力」、「生徒指導」などの教育課題の解決に向けて、指導方法や指導体制等の工夫改善の取組を進めていただいています。ちなみに、「ふるさと教育・観光教育等推進事業」の観光教育の協力校は、明日、視察いただく宗谷中学校です。地域の漁業協同組合と連携した教育活動を進めています。

次に、この後の意見交換のテーマに関する内容について説明します。まず、ICTの活用に関わり、授業での活用状況です。左のグラフは、昨年度の全国学力・学習状況調査における学校質問紙調査の結果です。管内では、ほぼ毎日活用すると回答した学校が、小学校で約6割、中学校で約5割となっています。学校により活用状況に差が見られると

ころであり、教育局では各学校に対して、子供たちが自由な発想で活用できるようにするために研修機会の充実に向けた支援を行っているところでは、

次に、学校間の遠隔授業の実施状況です。左の表は、教育局が把握している管内の実施状況を示しています。市町村内の学校間での遠隔授業のほか、他県の学校との交流などでの活用も図られています。この後の意見交換では、幌延町教育委員会の青木教育長から、幌延町の遠隔授業の取組について御紹介いただくこととなっています。

次に、1人1台端末の持ち帰りの状況です。左のグラフのとおり、昨年度、管内において、端末を毎日持ち帰っている学校は、小学校・中学校ともに約2割となっています。管内の学校では、右の写真のように、英語の音読の様子を録画してクラウドにアップロードしたり、放課後の公設塾で活用したりするなどの取組が見られており、今後、教育局では、こうした好事例を取りまとめ、各学校に周知していくこととしています。

次に、学校間・地域間連携に関わり、小学校・中学校の教育課程の接続の状況です。左のグラフのとおり、昨年度、小・中学校で共通した取組を行ったと肯定的に回答した管内の学校は、小学校・中学校ともに約7割となっています。管内では、義務教育9年間を通じた指導のための体制整備が進められており、稚内市と中頓別町において、令和8年度（2026年度）に義務教育学校を開校する予定となっています。

次に、小・中学校の合同研修の状況です。左のグラフのとおり、昨年度、小・中学校と合同で研修を行ったと肯定的な回答をした管内の学校は、小学校で約7割、中学校で約9割となっています。右の写真は各市町村内の研修の様子ですが、中学校区での研修はもとより、下段の写真のように近隣の自治体での合同研修なども行われています。この後の意見交換では、浜頓別町教育委員会の泉教育長から、中頓別町、猿払村との連携に関して御紹介いただくこととなっています。

最後は、幼小、中高の連携の状況です。左の表には、小学校における昨年度の幼小連携の取組状況を示していますが、一番下の項目のと

おり、幼児の生活の流れを踏まえた教育課程の編成や指導計画の作成について課題が見られるところです。また、右の下段には、中高連携の取組として、利尻島内の中学校と高校との合同研修の計画を示していますが、管内では、高等学校が設置されているそれぞれの地域において、教員同士の授業参観などが行われています。教育局としては、学校種を越えた担当者等が出席する会議などを通じて、幼小及び中高連携のための取組をより一層推進していきたいと考えています。

教育局としては、管内の子供たちの未来保障に向けて、各市町村教育委員会や校長会等との連携をより一層密にし、各種の取組を進めていきたいと考えています。関係の皆様方におかれては、引き続き、御理解と御協力のほど、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

宗谷管内においては、いろいろな困難がある中で、学校間あるいは地域間の連携を進める強い方針を持っていて、それを強く推進する意思を持っていることが大変よく分かりました。是非、この取組を進めて、子供たちのために、未来の学校に向けての教育体制というものを整備していただきたいと思います。

【大鐘委員】

生徒指導の状況について、意見を述べさせていただきます。先週、全国的に、令和4年度（2022年度）の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が報じられまして、いじめ、不登校ともに増加しているという結果が出ていました。本道も例外ではないと思います。それに対して宗谷管内では、小学校のいじめの認知件数が減少傾向、不登校児童生徒数については横ばいというお話でした。これは、全国的な傾向から考えると大変な成果ではないかと捉えられると思います。この管内の何らかの取組、恐らく小・中だけではなく、幅広い連携した取組が功を奏しているのではないかと考えます。その点を検

証し、一層推進していただくとともに、その背景を発信していただければ、全道的に共有できるのではないかと考えますので、よろしくをお願いします。

【川端委員】

管内の子供たちの体力について、少し中学校の女子が低いですが、北海道は全体的に低いと言われている中、また、コロナ禍で、がく然と下がる中で、維持したりアップしたりしているところは高く評価できるのではないかと感じています。

ただ、ICT端末の持ち帰りのところが少し気になりました。教科書等が重くてタブレットも背負わせることを考えると、壊されたらどうしようという心配はあるのですが、グラフの黄色のところ、「時々持ち帰っている」でも50パーセントくらいにしかありません。自宅学習を習慣付けるような事例も挙げられているので、この持ち帰りが少し上がってくると、より効果的になると感じています。

【清水委員】

資料7ページの体育専科教員活用事業のところ、専科教員の先生が兼務校を持たれているとあります。小規模校の場合、専門教員の確保がなかなか難しいということで、遠隔の合同事業をされたり、いろいろな工夫をされたりしていると思いますが、体育専科以外でも兼務校などを持って指導に当たるという事例があるのでしょうか。

【山崎宗谷教育局長】

町をまたいで、あるいは、学校をまたいでという事例はあります。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。